

国民年金基金・国民年金基金連合会の 年金支給の状況について

平成27年1月
国民年金基金連合会

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

1 平成24年度末の時点で裁定請求を行っていない方のその後の状況

- 平成24年度末の時点で裁定請求を行っていない方は7,173件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、25年度末においては2161件に減少した。
- さらに、26年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、26年8月18日現在では、1,977件に減少した。

①					26年8月18日	裁定済の割合
	24年度末 件数	25年度中に 処理した件数	25年度末 未請求件数	裁定済 の割合	未請求件数	裁定済の割合
件 数	7,173件	5,012件	2,161件	(70%)	1,977件	(72%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

2 平成25年度中に受給権が発生した方の状況

- 平成25年度中に受給権が発生した方は34,631件であった。
- このうち、同年度中に29,840件(86%)については裁定請求があり、同年度末では4,791件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、26年8月18日現在では、1,502件に減少した。

②

	25年度中の受給権発生者数	25年度中に処理した件数	25年度末未請求件数	裁定済の割合		26年8月18日未請求件数	裁定済の割合
件 数	34,631件	29,840件	4,791件	(86%)		1,502件	(96%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、25年度末で6,952件だったものが、26年8月18日現在では3,479件に減少した。

	25年度末未請求件数			26年8月18日 未請求件数
	①+②	(うち24年度末までの受給権発生分)①	(うち25年度新規受給権発生分)②	
件 数	6,952	2,161	4,791	3,479件

※ 平成26年8月末時点の未請求者数3,479件のうち、転居先住所が不明となっている方は462件(13.3%)である。

(参考2) 未請求となっている方の年金累計額について

①平成24年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成24年度末時点の状況	平成25年度末時点の状況	平成26年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額 (平成24年度末ベース)	1,701 百万円	(1,157 百万円)	—
未請求年金累計額 (平成25年度末ベース)	—	1,621 百万円	(1,525 百万円)

※上記表中、平成25年度末時点の未請求年金累計額(平成24年度末ベース)としてかっこ内に記載した1157百万円は、平成24年度末時点での未請求年金累計額1701百万円から平成25年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※同様に、平成26年8月18日時点の未請求年金累計額(平成25年度末ベース)としてかっこ内に記載した1525百万円は、平成25年度末時点での未請求年金累計額1621百万円から平成26年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

②平成25年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成25年度末時点の状況	平成26年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額	359 百万円	(163 百万円)

※上記表中、平成26年8月18日時点の未請求年金累計額としてかっこ内に記載した163百万円は、平成25年度末時点での未請求年金累計額359百万円から平成26年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

1 平成24年度末の時点で裁定請求を行っていなかった方のその後の状況

- 連合会は、基金を中途で脱退した方(60歳到達前または加入期間15年未満で基金を脱退した方)の年金原資を基金から移換を受け、受給年齢に達した際に年金(または亡くなられた際に一時金)を支給している。
- 平成24年度末の時点で裁定請求を行っていなかった方は3,194件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、25年度末においては1,482件に減少した。
- さらに、26年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、平成26年8月18日現在では、1,369件に減少した。

①						
	24年度末 件数	25年度中に 処理した件数	25年度末 未請求件数	裁定済 の割合	26年8月18日 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	3,194件	1,712件	1,482件	(54%)	1,369件	(57%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

2 平成25年度中に受給権が発生した方の状況

- 平成25年度中に受給権が発生した方は11,974件であった。
- このうち、同年度中に9,731件(81%)については裁定請求があり、同年度末では2,243件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、平成26年8月18日現在では、1,046件に減少した。

②

	25年度中の受給権発生者数	25年度中に処理した件数	25年度末未請求件数	裁定済の割合		26年8月18日未請求件数	裁定済の割合
件 数	11,974件	9,731件	2,243件	(81%)		1,046件	(91%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、平成25年度末で3,725件だったものが、平成26年8月18日現在では2,415件に減少した。

	25年度末未請求件数			26年8月18日 未請求件数
	①+②	(うち24年度末までの受給権発生分)①	(うち25年度新規受給権発生分)②	
件 数	3,725	1,482	2,243	2,415件

※ 平成26年8月末時点の未請求者数2,415件のうち、転居先住所が不明となっている方は1,882件(77.9%)である。

(参考2) 未請求となっている方の年金累計額について

①平成24年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成24年度末時点の状況	平成25年度末時点の状況	平成26年8月18日 末時点の状況
未請求年金累計額 (平成24年度末ベース)	370 百万円	(279 百万円)	—
未請求年金累計額 (平成25年度末ベース)	—	418 百万円	(391 百万円)

※上記表中、平成25年度末時点の未請求年金累計額(平成24年度末ベース)としてかっこ内に記載した279百万円は、平成24年度末時点での未請求年金累計額370百万円から平成25年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※同様に、平成26年8月18日時点の未請求年金累計額(平成25年度末ベース)としてかっこ内に記載した391百万円は、平成25年度末時点での未請求年金累計額418百万円から平成26年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

②平成25年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成25年度末時点の状況	平成26年8月18日 時点の状況
未請求年金累計額	97 百万円	(59 百万円)

※上記表中、平成26年8月18日時点の未請求年金累計額としてかっこ内に記載した59百万円は、平成25年度末時点での未請求年金累計額97百万円から平成26年4月1日～8月18日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

III 年金請求の勧奨の取組み（各国民年金基金及び連合会）

- ① 年金請求案内の送付
 - ・ 年金受給年齢に到達する方に、年金請求の案内(年金請求書および記入方法を同封)を送付。
- ② 年金請求案内後、請求が遅れている方に対する重ねての案内
 - ・ 請求が遅れている全ての方について、文書のほか、必要に応じて電話や現地訪問により、個別に再案内を実施。
- ③ 変更後の住所の把握
 - ・ 転居先住所が不明となっている方について、市区町村に確認し、転居先住所を把握して、年金請求の再案内を実施。
 - ・ 転居先住所が不明となっている方について、日本年金機構からの情報提供及び住民基本台帳ネットワークの活用により、転居先住所を把握し、④による定期的なお知らせを送付。
 - ・ 転居先住所が不明となっている方について、ホストコンピュータ上での管理の実施。
- ④ 加入員等への定期的なお知らせ
 - ・ 現加入員、待期者(資格喪失している方)及び中途脱退者で、年金受給開始年齢に到達していない方に対し、毎年(待期者及び中途脱退者は3年ごとに)以下のお知らせを送付。
 - －加入期間中の納付実績
 - －受取予定年金額
 - －住所変更があった場合の連絡依頼 等
- ⑤ 住所、氏名変更時の連絡のお願い
 - ・ 住所、氏名変更時に、国民年金基金(中途脱退者については国民年金基金連合会)へ連絡を忘れないよう、加入員等への各種通知文書に記載するとともに、連合会ホームページに周知文書を掲載。